

## ☆医療的ケア日常的に必要な子ども支援で報酬加算へ

NHK ニュース 9月22日

<http://www3.nhk.or.jp/news/html/20170922/k10011151461000.html>

> たんの吸引などの医療的ケアが日常的に必要な子どもが増えていることから、厚生労働省は、来年春に実施する障害福祉サービスの報酬改定で、こうした子どもの受け入れ体制を整えた福祉施設への報酬を加算し、支援を広げていく方針を固めました。

厚生労働省によりますと、日常的にたんの吸引などの医療的ケアが必要な19歳以下の子どもは、平成27年度の推計で1万7000人に上り、10年前と比べておよそ2倍に増えています。

背景には、医療技術の進歩で、命を救える子どもが増えていることなどがあるとされています。しかし、障害のある子どもを支援する福祉施設の多くは、たんの吸引器具などを扱える看護職員がいないことなどから医療的ケアが必要な子どもを受け入れられずにいます。

厚生労働省はこうした子どもたちの支援体制を拡大しようと、来年4月に実施する障害福祉サービスの報酬改定で福祉施設が受け入れ体制を整えた場合、報酬を加算する方針を固めました。

加算の対象となるのは、たんの吸引器具などを扱える看護職員を配置したり、送迎体制を整えたりして、医療的ケアが必要な子どもを受け入れた施設です。厚生労働省は今後、専門家などの会議で、配置する看護職員の数などの加算の具体的な条件や、加算する報酬の金額を決めることにしています。

…などと伝えています。

### △厚労省障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（平成30年度報酬改定）

障害保健福祉部障害福祉課

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=446935>

>>・議事録や資料・開催案内など掲載されています。

### \*第10回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」資料 ←9/22開催

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000178214.html>

>（資料1）居宅訪問型児童発達支援に係る報酬・基準について（PDF：413KB）

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000178207.pdf>

（資料2）医療的ケアが必要な障害児の支援に係る報酬・基準について（PDF：920KB）

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000178395.pdf>

（資料3）障害児通所支援に係る報酬・基準について（PDF：1,122KB）

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000178209.pdf>

（資料4）障害児入所施設に係る報酬・基準について（PDF：491KB）

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000178210.pdf>

（資料5）障害児支援（通所・入所共通）に係る報酬・基準について（PDF：138KB）

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000178211.pdf>